（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正）

第十三条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六条第六項第二号に規定する内閣府令で定める法人等） **第一条**　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）に第六条第六項第二号に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げる法人とし、同項第二号に規定する内閣府令で定める役員は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める役員とする。 一～三　（略） （法第十二条第五項に規定する内閣府令で定める方法） **第一条の二**　法第十二条第五項に規定する内閣府令で定める方法は、同条第一項に規定する自立促進計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。 （令第九条第四項に規定する内閣府令で定める役員） **第一条の三**　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第九条第四項に規定する内閣府令で定める役員は、社会福祉法人にあつてはその理事とし、第一条各号に掲げる法人にあつてはその区分に応じ、当該各号に定める役員とする。 （母子福祉資金貸付金の貸付業務の報告） **第一条の四**　令第二十四条の規定による母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関する報告は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、貸付業務成績書を内閣総理大臣に提出するものとする。 2　内閣総理大臣は、前項に掲げるもののほか、母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関し、必要と認める書類の提出を求めることがある。 （法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める場所） **第一条の五**　法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、次のとおりとする。 一～三　（略） （法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める便宜） **第二条**　法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める便宜は、次のとおりとする。 一～六　（略） （法第十八条に規定する内閣府令で定める場合） **第二条の二**　法第十八条に規定する内閣府令で定める場合は、当該措置に係る者が都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域又は福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。第六条の五において同じ。）の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地を移した場合とする。	（法第六条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める法人等） **第一条**　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）に第六条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める法人は、次の各号に掲げる法人とし、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める役員は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める役員とする。 一～三　（略） （法第十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める方法） **第一条の二**　法第十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める方法は、同条第一項に規定する自立促進計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。 （令第九条第四項に規定する厚生労働省令で定める役員） **第一条の三**　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第九条第四項に規定する厚生労働省令で定める役員は、社会福祉法人にあつてはその理事とし、第一条各号に掲げる法人にあつてはその区分に応じ、当該各号に定める役員とする。 （母子福祉資金貸付金の貸付業務の報告） **第一条の四**　令第二十四条の規定による母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関する報告は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、貸付業務成績書を厚生労働大臣に提出するものとする。 2　厚生労働大臣は、前項に掲げるもののほか、母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関し、必要と認める書類の提出を求めることがある。 （法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める場所） **第一条の五**　法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一～三　（略） （法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜） **第二条**　法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次のとおりとする。 一～六　（略） （法第十八条に規定する厚生労働省令で定める場合） **第二条の二**　法第十八条に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域又は福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。第六条の五において同じ。）の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地を移した場合とする。